中野区の福祉支援体制について

令和6年9月19日(木)

1 中野区の福祉支援体制

- (1) 避難所での生活
- (2) 二次避難所
- (3) 避難行動要支援者への支援

2 災害時の区の防災態勢

- (1) 震災時の態勢
- (2) 風水害時の態勢

3 ケアマネージャーにお伝えしたいこと

1 中野区の福祉支援体制について

前 提

『中野区地域防災計画』における要配慮者に関する記載

- ・地域、介護・福祉サービス等業者、ボランティア等の多様な主体との連携・協力により、平常時から情報の把握に努める
- ・ 災害時の各段階における支援体制を順次整備していく
- 特に、避難行動要支援者に対しては、発災直後に支援が必要と なることから、平常時から名簿の整備、支援者の確保を進める

(1) 避難所での生活

要配慮者に配慮した滞在スペースの確保

- ・ 移動しやすい環境: 出入口やトイレの近く、車椅子が通れる通路幅
- ・ 空調設備のある部屋 : 冷暖房設備、窓のある部屋
- ・ 他人と接しない空間 : 個室、部屋の角やテントの活用

要配慮者用の備蓄

避難所避難者のうち、一定割合が要配慮者であることを想定し、 おかゆ、流動食、ミルク、成人用おむつなどを避難所等に備蓄

(1) 避難所での生活

介護ボランティアによる協力

社会福祉協議会の開設するボランティアセンターと連携し、地域で発生したニーズ(困りごと、依頼したいこと)を精緻に聞き取るとともに、ボランティアの協力による支援を行う

在宅避難者への支援

避難所に滞在しない避難者に対しても、必要な支援等の対応をする

- … 避難所での生活用物資の配布
- … 透析患者や人工呼吸器使用者などの在宅避難者への安否確認

(2) 二次避難所(福祉避難所)

二次避難所とは

避難所に避難した避難者で、避難所生活を続けることが困難となった人 (高齢者、障害者、被災孤児、児童、乳幼児親子等)が二次的に避難する避 難所。

二次避難所となる施設

- ・ 高齢者施設(老人ホーム、通所介護事業所など)
- ・ 障害者施設(障害者施設、特別支援学校など)
- ・ 乳幼児施設(保育園、幼稚園、児童館など)

(2) 二次避難所(福祉避難所)

高齢者の二次避難所一覧

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
特養かみさぎホーム	上鷺宮3丁目	松が丘シニアプラザ	松が丘1丁目
特養しらさぎホーム	白鷺2丁目	産業振興センター	中野2丁目
特養小淀ホーム	中央1丁目	総合保健福祉センター江古田の森	江古田3丁目
中野友愛ホーム	江古田2丁目	ハピネスホームひなぎくの丘	弥生町5丁目
ベタニアホーム	江古田3丁目	ニチイホーム中野南台	南台3丁目
浄風園	江古田4丁目	ニチイホーム野方	野方5丁目
特養やよいほうむ	弥生町2丁目	ニチイホーム江古田の杜	江古田3丁目
特養おたきほうむ	東中野5丁目	ニチイホーム鷺ノ宮	白鷺1丁目
弥生の園	弥生町3丁目	東京令和館中野	江古田4丁目
倶楽部千代田會舘	本町5丁目		

(2) 二次避難所(福祉避難所)

二次避難所の運営

- … 二次避難所の施設職員、区職員、避難者の親族等が協力し運営する。
 - ⇒ 一部の施設を除き、運営マニュアルを作成
 - ⇒ 要介護度の高い避難者を受け入れる施設(特養など)は、 今年度中に備蓄物資を配備予定
- … 通常の避難所と異なり、必要があった場合に、順次開設をしていく
 - ※ 即時の開設に努める

(3) 避難行動要支援者への支援

避難行動要支援者

避難にあたり、1人での避難が困難な方、見守り・安否確認を要する方、 医療など専門的支援を要する方(以下のいずれかに該当する方)のこと

	要 件
1	要介護及び要支援認定を受けている方
2	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、愛の手帳の いずれかの交付を受けている方
3	障害者総合支援法の障害支援区分1~6の認定を受けている方
4	70歳以上の単身者
5	75歳以上の高齢者のみの世帯の方
6	上記に相当する方及び避難に対して特段の配慮が必要と区長が認めた方

(3) 避難行動要支援者への支援

避難行動要支援者名簿

中野区に住民登録のある避難行動要支援者が登載された名簿で、 1年に2回更新している

名簿の配備と使用

紙で印刷した名簿を、区災害対策本部(区役所6階)と 地域本部(区民活動センター15か所)に配備している

⇒ 避難所ごとに組織される避難支援班等が実施する 安否確認や救出救助に活用される

2 災害時の区の防災態勢について

(1) 震災時の態勢

種類	基準	態勢の性格
震災情報連絡態勢	①気象庁発表震度中野区震度が「4」の場合 ②「南海トラフ地震に関する情報」(臨時)が発表された場合	①中野区内の被害等の情報収集 ②東京都、防災関係機関から の情報収集
震災初動配備態勢	気象庁発表震度中野区震度が「5弱」の場合	中野区の被害等の情報収集 東京都、防災関係機関、区民か らの情報収集により、必要な応 急対策を実施
震災第一次非常配備態勢	気象庁発表震度中野区震度「5強」の場合	ただちに救援等の応急対策を 実施
震災第二次非常配備態勢	①気象庁発表震度中野区震度が「6弱」以上の場合 ②大規模地震により区内に大きな被害が発生した 場合	災害対策本部の全組織を挙げ、 救援等の応急対策を実施

2 災害時の区の防災態勢について

(2) 風水害時の態勢

種類	基準	態勢の性格
夜間·休日連絡態勢	気象庁の発表する「大雨、洪水注意報(警報)」や、気象状	気象情報を収集する態勢
風水害早期監視体制	況、河川水位状況、区内被害 状況等から、弾力的に判断する	気象情報や河川水位情報の収集にあたる等の態勢
情報連絡態勢		地域本部に職員を参集させ、応急班の活動拠点を準備し、万が一の住民避難を可能とする態勢
初動配備態勢		必要な初動活動の準備と危険が予測される地域を 警戒巡視する態勢
第1~3次非常配備態勢		救援等の応急活動をただちに実施できる態勢

3 ケアマネージャーにお伝えしたいこと

- 震災は「いつ」「どこで」おこるかわかりません。
- ・ 地震発生→即避難ではありません。
- 震災後も、自宅に留まるために備えることが重要です。
- 自宅の損壊や火災の拡大など、自宅に留まることが危険な場合は、避難所へ退避してください。
- ケアプラン作成の一環として、災害に対する備えもご家族などと 共有いただくことで、地域ぐるみの安心・安全が高まります。

